



# 宮 崎 県 公 報

平成29年 4 月17日（月曜日） 第 2887 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 41,700 円

## 目 次

### 告 示

- 県税の収納の事務の委託……………（税務課） 1
- 道路の区域の変更（2件）……………（道路保全課） 1
- 道路の供用の開始（2件）……………（ ” ） 2
- 土砂災害警戒区域の指定……………（砂防課） 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………（ ” ） 3

### 公 告

- 土地改良区の役員の就退任の届出……………（農村整備課） 4
- 県営土地改良事業計画の策定……………（ ” ） 5
- 都市計画の変更の案の縦覧……………（都市計画課） 5
- 都市計画の変更図書の写しの縦覧（4件）……………（ ” ） 5
- 選挙管理委員会規程**
- 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程…………… 6
- 選挙事務取扱規程の一部を改正する規程…………… 6
- 最高裁判所裁判官氏名等掲示規程の一部を改正する規程…………… 7

## 告 示

### 宮崎県告示第 294号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条の2 第 1 項の規定により、次のとおり県税の収納の事務を委託した。

平成29年 4 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 県税の収納の事務の委託を受けた者
  - (1) 地銀ネットワークサービス株式会社 東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号
  - (2) 国分グローサーズチェーン株式会社 東京都中央区日本橋1丁目1番1号
  - (3) 株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南1丁目8番27号
  - (4) 株式会社スリーエフ 神奈川県横浜市中区日本大通17番地
  - (5) 株式会社セコマ 北海道札幌市中央区南九条西5丁目421番地
  - (6) 株式会社セーブオン 群馬県前橋市亀里町 900番地
  - (7) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町8番地8
  - (8) 株式会社ファミリーマート 東京都豊島区東池袋3丁目1番1号
  - (9) 株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665番地の1
  - (10) ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
  - (11) 山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
  - (12) 株式会社ローソン 東京都品川区大崎1丁目11番2号
- 2 委託に係る県税の税目  
宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車税
- 3 委託した収納取扱期間  
平成29年 5 月 1 日から平成29年 8 月31日まで

### 宮崎県告示第 295号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年 4 月17日から平成29年 5 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 4 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
24	県道	高鍋高岡線	児湯郡高鍋町大字南高鍋字上蘭811番1地先から同郡同町同大字同字8126番地先まで	旧	9.3～13.6	75.4
				新	11.2～15.5	75.4

### 宮崎県告示第 296号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年 4 月17日から平成29年 5 月 1 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 4 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
215	県道	板上曾木線	延岡市北方町藤の木字上藤ノ木西	旧	4.9～6.9	14.3

			815番1地 先から同市 同町藤の木 字前谷西9 33番3地先 まで	新	6.9～ 11.6	14.3
--	--	--	---	---	--------------	------

宮崎県告示第 297号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年4月17日から平成29年5月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年4月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
24	県道	高鍋高 岡線	児湯郡高鍋 町大字南高 鍋字上蘭81 11番1地先 から同郡同 町同大字同 字8126番地 先まで	平成29年4月17日

宮崎県告示第 298号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年4月17日から平成29年5月1日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年4月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
215	県道	板上曾 木線	延岡市北方 町藤の木字 上藤ノ木西 815番1地 先から同市 同町藤の木 字前谷西9 33番3地先 まで	平成29年4月17日

宮崎県告示第 299号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり

土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年4月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
宮 崎 市	新 木 1	01-303-3-009	土 石 流
	新 木 2	01-303-3-010	土 石 流
	中 ノ 迫	I-1-0078	急傾斜地の崩壊
	天 満 町	I-1-2042	急傾斜地の崩壊
	大坪-1- 新①	I-2-0201-新①	急傾斜地の崩壊
	京塚二丁目	II-1-4141	急傾斜地の崩壊
	郡司分池内 - 1	II-1-4160	急傾斜地の崩壊
	次 田 木	II-1-4161	急傾斜地の崩壊
	次田木-新 ①	II-1-4161-新①	急傾斜地の崩壊
	郡司分池内 - 3	II-1-4162	急傾斜地の崩壊
	郡司分池内 - 4	II-1-4163	急傾斜地の崩壊
	郡司分池内 - 4-新①	II-1-4163-新①	急傾斜地の崩壊
	郡司分中ノ 迫-4	II-1-4164	急傾斜地の崩壊
	郡司分中ノ 迫-5	II-1-4165	急傾斜地の崩壊
郡司分中ノ 迫-5-新 ①	II-1-4165-新①	急傾斜地の崩壊	
郡司分前田 - 1	II-1-4166	急傾斜地の崩壊	
郡司分前田 - 2	II-1-4167	急傾斜地の崩壊	

郡司分前田 - 2 - 新①	Ⅱ - 1 - 4167 - 新①	急傾斜地の崩壊	市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒 区域の溪流番号 又は箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
郡司分前田 - 3	Ⅱ - 1 - 4168	急傾斜地の崩壊	宮 崎 市	新 木 2	01 - 303 - 3 - 010	土 石 流
郡司分前田 - 3 - 新①	Ⅱ - 1 - 4168 - 新①	急傾斜地の崩壊		中 ノ 迫	I - 1 - 0078	急傾斜地の崩壊
郡司分大迫	Ⅱ - 1 - 4170	急傾斜地の崩壊		天 満 町	I - 1 - 2042	急傾斜地の崩壊
郡司分大迫 - 新①	Ⅱ - 1 - 4170 - 新①	急傾斜地の崩壊		大坪 - 1 - 新①	I - 2 - 0201 - 新①	急傾斜地の崩壊
郡司分中ノ 迫 - 6	Ⅱ - 1 - 4210	急傾斜地の崩壊		京塚二丁目	Ⅱ - 1 - 4141	急傾斜地の崩壊
新木 - 1	Ⅱ - 1 - 4314	急傾斜地の崩壊		郡司分池内 - 1	Ⅱ - 1 - 4160	急傾斜地の崩壊
新木 - 2	Ⅱ - 1 - 4333	急傾斜地の崩壊		次 田 木	Ⅱ - 1 - 4161	急傾斜地の崩壊
新木 - 4	Ⅱ - 1 - 4335	急傾斜地の崩壊		次田木 - 新 ①	Ⅱ - 1 - 4161 - 新①	急傾斜地の崩壊
新木 - 5	Ⅲ - 1 - 9300	急傾斜地の崩壊		郡司分池内 - 3	Ⅱ - 1 - 4162	急傾斜地の崩壊
新木 - 5 - 新①	Ⅲ - 1 - 9300 - 新①	急傾斜地の崩壊		郡司分池内 - 4	Ⅱ - 1 - 4163	急傾斜地の崩壊
新木 - 6	Ⅲ - 1 - 9301	急傾斜地の崩壊		郡司分池内 - 4 - 新①	Ⅱ - 1 - 4163 - 新①	急傾斜地の崩壊
新木 - 6 - 新①	Ⅲ - 1 - 9301 - 新①	急傾斜地の崩壊		郡司分中ノ 迫 - 4	Ⅱ - 1 - 4164	急傾斜地の崩壊
新木 - 7	Ⅲ - 1 - 9302	急傾斜地の崩壊		郡司分中ノ 迫 - 5	Ⅱ - 1 - 4165	急傾斜地の崩壊
新木 - 8	Ⅲ - 1 - 9303	急傾斜地の崩壊		郡司分中ノ 迫 - 5 - 新 ①	Ⅱ - 1 - 4165 - 新①	急傾斜地の崩壊
新木 - 8 - 新①	Ⅲ - 1 - 9303 - 新①	急傾斜地の崩壊		郡司分前田 - 1	Ⅱ - 1 - 4166	急傾斜地の崩壊
				郡司分前田 - 2	Ⅱ - 1 - 4167	急傾斜地の崩壊
				郡司分前田 - 2 - 新①	Ⅱ - 1 - 4167 - 新①	急傾斜地の崩壊
				郡司分前田 - 3	Ⅱ - 1 - 4168	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 300号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年4月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

郡司分前田 - 3 - 新①	Ⅱ - 1 - 4168 - 新①	急傾斜地の崩壊
郡司分大迫	Ⅱ - 1 - 4170	急傾斜地の崩壊
郡司分大迫 - 新①	Ⅱ - 1 - 4170 - 新①	急傾斜地の崩壊
郡司分中ノ 迫 - 6	Ⅱ - 1 - 4210	急傾斜地の崩壊
新木 - 1	Ⅱ - 1 - 4314	急傾斜地の崩壊
新木 - 2	Ⅱ - 1 - 4333	急傾斜地の崩壊
新木 - 4	Ⅱ - 1 - 4335	急傾斜地の崩壊
新木 - 5	Ⅲ - 1 - 9300	急傾斜地の崩壊
新木 - 5 - 新①	Ⅲ - 1 - 9300 - 新①	急傾斜地の崩壊
新木 - 6	Ⅲ - 1 - 9301	急傾斜地の崩壊
新木 - 6 - 新①	Ⅲ - 1 - 9301 - 新①	急傾斜地の崩壊
新木 - 7	Ⅲ - 1 - 9302	急傾斜地の崩壊
新木 - 8	Ⅲ - 1 - 9303	急傾斜地の崩壊
新木 - 8 - 新①	Ⅲ - 1 - 9303 - 新①	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**公 告**

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、今町土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年 4 月 17 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	図 師 光 春	都城市今町8854番地
理 事	壽 山 幸 男	都城市大岩田町6169番地 1
理 事	横 山 弥 吉	都城市今町7372番地

理 事	今 村 俊 徳	都城市今町7821番地 3
理 事	平 川 三 男	都城市梅北町9011番地
理 事	岩 切 兼 美	都城市今町7677番地 1
理 事	楠 見 幸	都城市今町8373番地 2
理 事	植 村 昭 一	都城市今町9053番地
理 事	横 山 義 文	都城市今町9011番地
理 事	志々目 良 久	都城市今町9277番地
理 事	福 丸 幸 政	都城市大岩田町6801番地
理 事	福 丸 秀 春	都城市大岩田町6793番地
理 事	愛 甲 政 満	都城市大岩田町6906番地 2
理 事	新 福 稔	都城市大岩田町5725番地 3
監 事	曾 原 正 幸	都城市大岩田町5383番地 3
監 事	岩 切 宗 雄	都城市今町7598番地 3
監 事	西 郷 博 徳	都城市今町8920番地 3

（任期：平成33年 3 月 31 日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	海 北 一 郎	都城市今町7708番地 1
理 事	植 村 良 弘	都城市今町9442番地
理 事	図 師 光 春	都城市今町8854番地
理 事	飯 山 宗 継	都城市今町7599番地 1
理 事	満 木 賢	都城市今町7689番地 1
理 事	平 川 正 吉	都城市今町7370番地
理 事	楠 見 幸	都城市今町8373番地 2
理 事	横 山 義 文	都城市今町9011番地
理 事	鶴 田 繁 行	都城市今町8938番地
理 事	福 丸 良 信	都城市大岩田町6797番地 1
理 事	福 丸 秀 春	都城市大岩田町6793番地

理事	愛 甲 政 満	都城市大岩田町6906番地 2	城市土木部都市計画課
理事	新 福 稔	都城市大岩田町5725番地 3	(2) 期間 平成29年 4 月 17 日から平成29年 5 月 1 日まで
理事	壽 山 幸 男	都城市大岩田町6169番地 1	都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。 平成29年 4 月 17 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣
監事	林 清 昭	都城市今町8420番地	1 都市計画を定める者の名称 宮崎市
監事	満 木 光 則	都城市今町7682番地	2 都市計画の種類及び名称 宮崎広域都市計画道路 3・4・9号 吉村通線
監事	曾 原 正 幸	都城市大岩田町5383番地 3	3 縦覧場所 宮崎県県土整備部都市計画課 宮崎県宮崎土木事務所
<p>土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、大和地区県営土地改良事業（新富町、経営体育成基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。</p> <p>なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成29年 4 月 17 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 縦覧に供する書類 策定に係る土地改良事業計画書の写し</p> <p>2 縦覧期間 平成29年 4 月 17 日から平成29年 5 月 18 日まで</p> <p>3 縦覧場所 新富町役場 農地管理課内</p> <p>4 その他 この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。</p> <p>また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。</p> <p>平成29年 4 月 17 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 都市計画の種類及び名称 都城広域都市計画道路 3・6・63号 中央西通線</p> <p>2 都市計画を変更する土地の区域</p> <p>(1) 追加する部分 都城市大王町、牟田町 の一部</p> <p>(2) 削除する部分 なし</p> <p>3 都市計画の案の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県都城土木事務所及び都</p>			<p>都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>平成29年 4 月 17 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 都市計画を定める者の名称 都城市</p> <p>2 都市計画の種類及び名称 都城広域都市計画用途地域</p> <p>3 縦覧場所 宮崎県県土整備部都市計画課 宮崎県都城土木事務所</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>平成29年 4 月 17 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 都市計画を定める者の名称 都城市</p> <p>2 都市計画の種類及び名称 都城広域都市計画準防火地域</p> <p>3 縦覧場所 宮崎県県土整備部都市計画課 宮崎県都城土木事務所</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>平成29年 4 月 17 日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 都市計画を定める者の名称 都城市</p> <p>2 都市計画の種類及び名称 都城広域都市計画特別用途地区</p> <p>3 縦覧場所</p>

宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県都城土木事務所

**選挙管理委員会規程**

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程をここに公表する。

平成29年4月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

**宮崎県選挙管理委員会規程第1号**

**公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程**

公職選挙法等執行規程（昭和58年宮崎県選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（掲載文の掲載順序を定めるくじ）</p> <p>第53条 県委員会は、法第 169条第 5 項又は選挙公報発行条例第 4 条第 2 項の規定によるくじを行う日時及び場所をあらかじめ告示するものとする。</p> <p>（掲示の修正等の措置）</p> <p>第60条 市町村委員会は、法第 175条第 1 項及び第 2 項の規定による氏名等の掲示をした後、令第92条第 1 項第 2 号（<u>同条第 9 項</u>において準用する場合を含む。）の通知を当該選挙長から受けたとき又は同条第 5 項第 2 号（同条第 8 項において準用する場合を含む。）の通知に基づく同条第 6 項（同条第 8 項において準用する場合を含む。）の通知を県委員会から受けたときは、掲示中その通知に係る部分を修正又は抹消しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>（掲載文の掲載順序を定めるくじ）</p> <p>第53条 県委員会は、法第 169条第 6 項又は選挙公報発行条例第 4 条第 2 項の規定によるくじを行う日時及び場所をあらかじめ告示するものとする。</p> <p>（掲示の修正等の措置）</p> <p>第60条 市町村委員会は、法第 175条第 1 項及び第 2 項の規定による氏名等の掲示をした後、令第92条第 1 項第 2 号（<u>同条第10項</u>において準用する場合を含む。）の通知を当該選挙長から受けたとき又は同条第 5 項第 2 号（同条第 8 項において準用する場合を含む。）の通知に基づく同条第 6 項（同条第 8 項において準用する場合を含む。）の通知を県委員会から受けたときは、掲示中その通知に係る部分を修正又は抹消しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>

**附 則**

この規程は、公表の日から施行する。

選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公表する。

平成29年4月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

**宮崎県選挙管理委員会規程第2号**

**選挙事務取扱規程の一部を改正する規程**

選挙事務取扱規程（平成12年宮崎県選挙管理委員会告示第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>（選挙権を有しない者の通知）</p> <p>第 4 条 令第 1 条の規定による通知は、別記第 1 号様式に準じてこれを行わなければならない。</p> <p>別記</p> <p>第 1 号様式（第 4 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>下記の者は、公職選挙法第11条（<u>政治資金規正法第28条</u>）の規定により選挙権を有しない者であるので、同法施行令第 1 条の規定により通知します。</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係条文</td> <td>公職選挙法第11条第 1 項第 号該当 公職選挙法第11条第 2 項該当 政治資金規正法第28条該当</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	[略]		関係条文	公職選挙法第11条第 1 項第 号該当 公職選挙法第11条第 2 項該当 政治資金規正法第28条該当	[略]		<p>（選挙権を有しない者の通知）</p> <p>第 4 条 <u>令第 1 条の 3</u>の規定による通知は、別記第 1 号様式に準じてこれを行わなければならない。</p> <p>別記</p> <p>第 1 号様式（第 4 条関係）</p> <p>[略]</p> <p>下記の者は、公職選挙法第11条第 1 項若しくは第 252条又は<u>政治資金規正法第28条</u>の規定により選挙権を有しない者であるので、同法施行令第 1 条の 3 の規定により通知します。</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係条文</td> <td>公職選挙法第11条第 1 項第 号該当 公職選挙法第 252条該当 政治資金規正法第28条該当</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	[略]		関係条文	公職選挙法第11条第 1 項第 号該当 公職選挙法第 252条該当 政治資金規正法第28条該当	[略]	
[略]													
関係条文	公職選挙法第11条第 1 項第 号該当 公職選挙法第11条第 2 項該当 政治資金規正法第28条該当												
[略]													
[略]													
関係条文	公職選挙法第11条第 1 項第 号該当 公職選挙法第 252条該当 政治資金規正法第28条該当												
[略]													

**附 則**

この規程は、公表の日から施行する。

最高裁判所裁判官氏名等揭示規程の一部を改正する規程をここに公表する。

平成29年4月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

宮崎県選挙管理委員会規程第3号

最高裁判所裁判官氏名等揭示規程の一部を改正する規程

最高裁判所裁判官氏名等揭示規程（昭和35年宮崎県選挙管理委員会告示第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<u>第2条 令第23条による抹消は、市町村選挙管理委員会の印を押し た白紙を当該裁判官の氏名の上に貼付してしなければならない。</u>	<u>第2条 令第20条第1項による消除及び第2項による変更は、当該 消除又は変更する部分に2本の線を引き、当該消除又は変更の内 容を表示して行わなければならない。</u>

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

--	--